

会員企業アンケート(平成 22 年 2 月)

～ 「中小企業金融円滑化法」の活用について ～

調査結果

平成 22 年 4 月 2 日
東京商工会議所

《調査結果のポイント》

返済猶予をすでに申請・申請を検討している企業は10.9%

「中小企業金融円滑化法」施行以後、返済猶予を「すでに申請した」企業は3.7%、「申請を検討している」企業7.2%と合わせて10.9%となった。一方で「申請を検討していない」企業は66.7%、「現在借入がない」企業は16.4%。(2ページ参照)

施行前と比べた金融機関の対応に32.4%が「改善」、周知や相談積極化など評価

借入がある企業で返済猶予を「すでに申請した」「申請を検討している」回答者に同法施行前と比べた金融機関の対応についてたずねたところ、32.4%が「改善した」と回答した。一方で「悪化した」は11.1%、「特に変化はない」が47.6%となった。(2ページ参照)

申請しない理由は「返済に特段支障がない」、「今後の借入への悪影響を懸念」

借入がある企業で返済猶予の「申請を検討していない」回答者にその理由をたずねたところ、「借入の返済に特段支障がない」が6割(59.2%)と最も多く、次いで、「今後の借入への悪影響を懸念」が3割(30.0%)、「経営の抜本的な改善にはつながらない」(24.4%)と続く。「取引先への悪影響(信用不安)を懸念」(2.3%)はほとんど無かった。(3ページ参照)

今後期待する資金繰り支援策は「政府系融資の拡充」、「緊急保証の継続・拡充」

今後の資金繰り支援策に望むことは「政府系金融機関融資の拡充」(43.2%)と「緊急保証制度の継続・拡充」(42.4%)がそれぞれ約4割で、「金融円滑化法の継続・拡充」は約2割(20.2%)。(4ページ参照)

《調査の概要》

- 調査期間：平成 22 年 2 月 15 日～ 3 月 5 日
- 調査対象：東京商工会議所会員中小企業（金融・保険業、団体を除く）
- 調査方法：事務局員による聴き取り等
- 回答数：2,055 社
- 業種構成：製造業 483 (23.5%)、建設業 254 (12.4%)、卸売業 425 (20.7%)、
小売業 174 (8.5%)、サービス業 666 (32.4%)、その他・無回答 53 (2.6%)

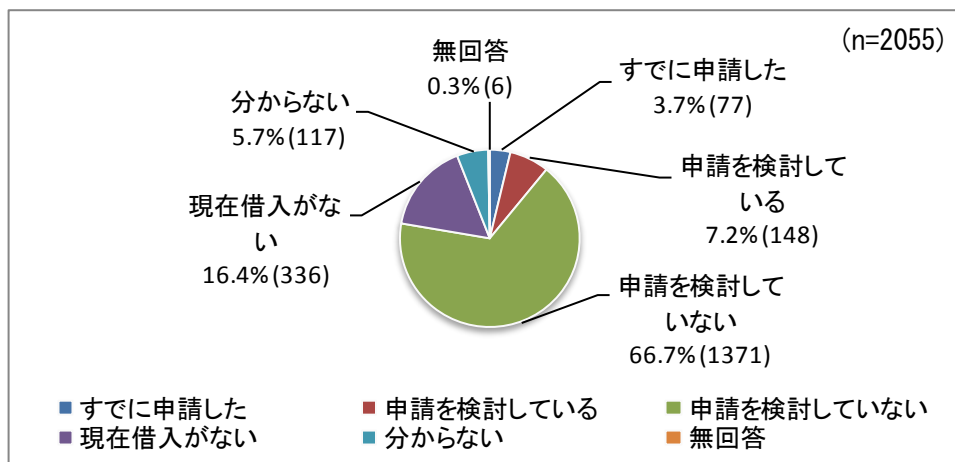
【本件担当】 中小企業部 調査・統計担当 TEL：03-3283-7754
〒100-0005 千代田区丸の内 3-2-2 東商ビル 1F
URL：http://www.tokyo-cci.or.jp/

【1】返済猶予の申請状況について

～返済猶予をすでに申請・申請を検討している企業は10.9%～

「中小企業金融円滑化法」施行以後、返済猶予を「すでに申請した」企業は3.7%、「申請を検討している」企業7.2%と合わせて10.9%となった。一方で「申請を検討していない」企業は66.7%、「現在借入がない」企業は16.4%（図1参照）。

【図1】



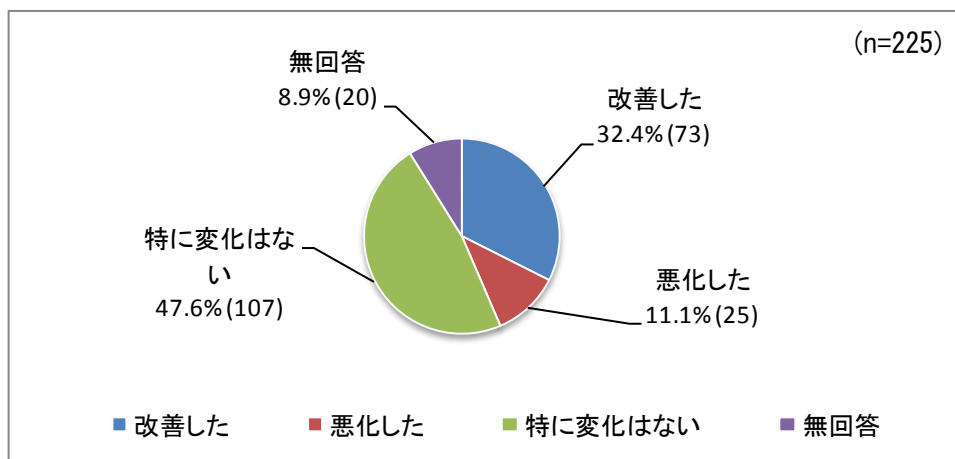
【2】金融機関の対応変化について

～施行前と比べた金融機関の対応に32.4%が「改善」、周知や相談積極化など評価～

借入がある企業で返済猶予を「すでに申請した」「申請を検討している」回答者に同法施行前と比べた金融機関の対応についてたずねたところ、32.4%が「改善した」と回答した。一方で「悪化した」は11.1%、「特に変化はない」が47.6%となった（図2参照）。

同法の周知については「金融機関側から直接連絡があった」（製造業）、「法人担当が直接来て説明してくれた」（建設業）、窓口での相談についても「真剣に話し合いに応じてくれるようになった」（卸売業）、「返済計画の見直しにも積極的に相談に乗ってもらえた」（サービス業）等、金融機関側の積極的な対応を評価する回答が多い。審査結果については「丁寧な説明があった」（サービス業）と改善を評価する意見が多い半面、「担保（不動産）の処分を求められた」（建設業）、「保証協会の条件変更も要求された」（サービス業）、「他金融機関すべての借入について条件変更が求められた」（卸売業）等、施行以降の対応の悪化を訴える意見もあった。

【図2】



すでに申請した企業からは、申請結果について「長期借入金の返済期間を5年から10年に変更してもらった」（製造業）、「元本据え置き、利息のみに条件変更してもらった」（建設業）等、概ね「希望（条件）どおりの結果」（建設業）となっており、円滑化法が中小企業の資金繰り緩和に一定の効果を発揮してきている。ただし、複数の金融機関から融資を受けている際に「金融機関により違う条件を提示された」（建設業）等、金融機関や業態による対応のバラツキを指摘する意見もあった。

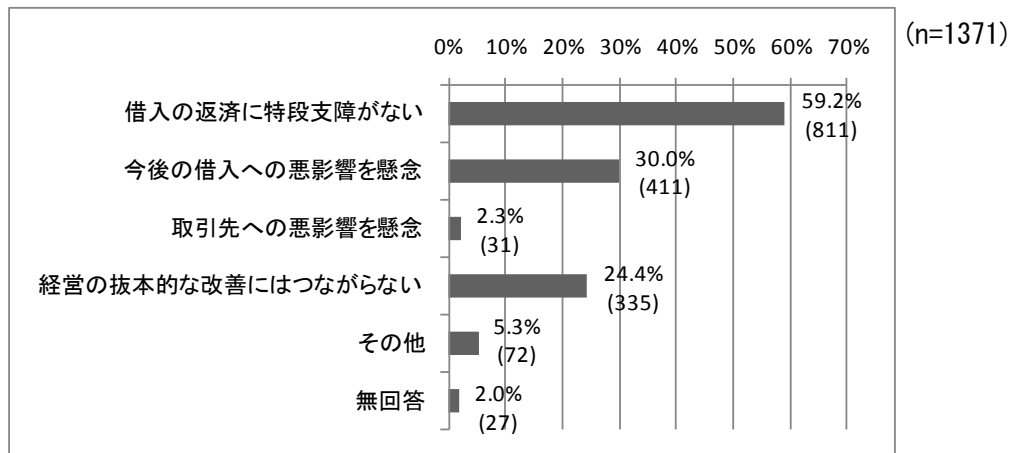
【3】申請を検討しない理由について

～申請しない理由は「返済に特段の支障がない」、「今後の借入への悪影響を懸念」～

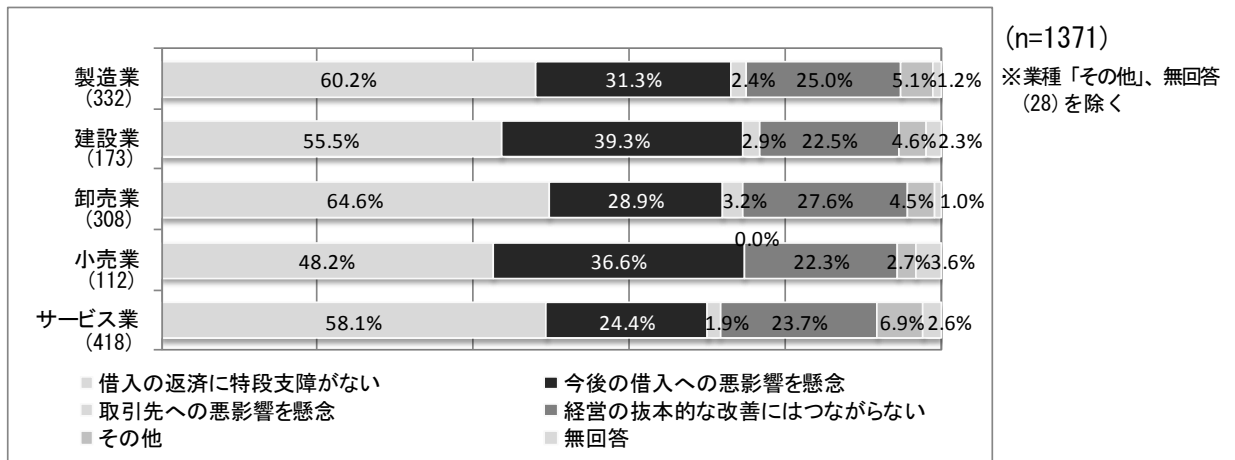
借入がある企業で返済猶予の「申請を検討していない」回答者にその理由（複数回答）をたずねたところ、「借入の返済に特段支障がない」が59.2%と最も多く、「今後の借入への悪影響を懸念」(30.0%)、「経営の抜本的な改善にはつながらない」(24.4%)と続く。「取引先への悪影響(信用不安)を懸念」(2.3%)はほとんど無かった(図3-1参照)。「その他」自由回答では「返済先延ばしによる将来的な負担増を懸念」(サービス業)、「施行以前に対応済み」(小売業)等の意見があった。

業種別では、製造業と卸売業、サービス業で「借入の返済に特段支障がない」の回答が多く、建設業と小売業では「今後の借入への悪影響を懸念」する回答が多かった(図3-2参照)。従業員数別では、従業員数が多くなるほど「今後の借入への悪影響を懸念」する回答の割合が減り、「借入の返済に特段支障がない」の割合が増える傾向にある(図3-3参照)。

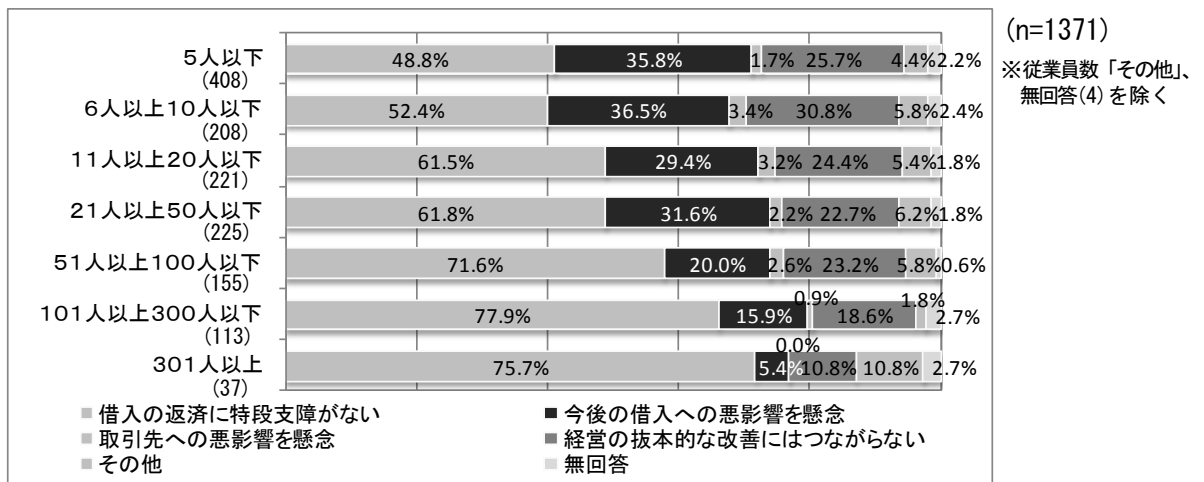
【図3-1】



【図3-2】



【図3-3】



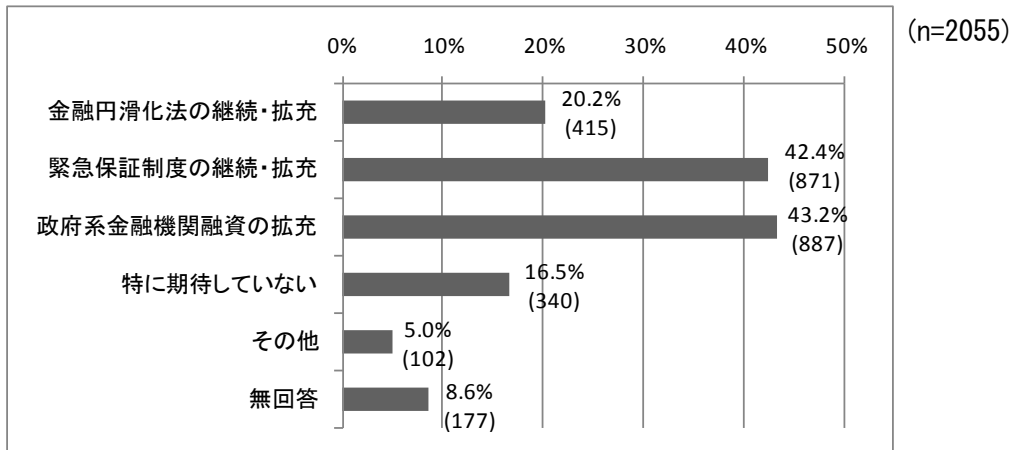
【4】中小企業の資金繰り改善に向けて期待する支援策について

～今後期待する資金繰り支援策は「政府系融資の拡充」、「緊急保証の継続・拡充」～

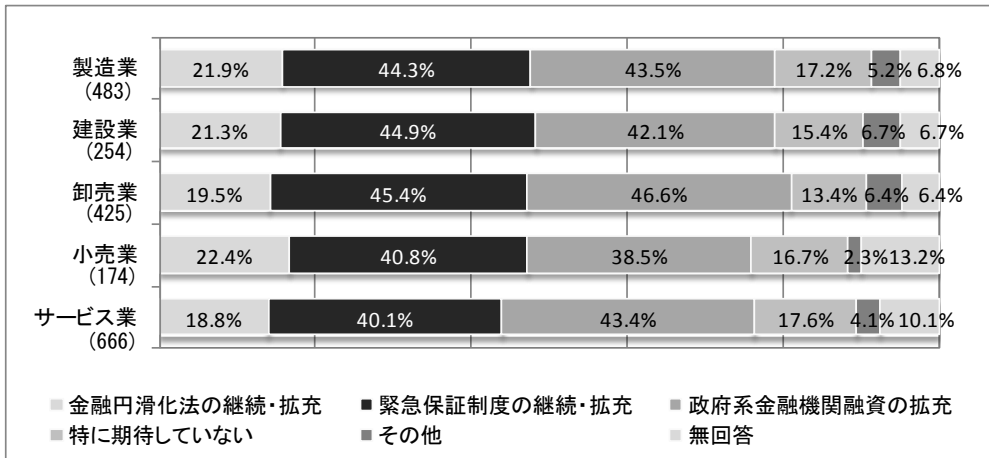
今後の資金繰り支援策に望むこと（複数回答）は「政府系金融機関融資の拡充」（43.2%）と「緊急保証制度の継続・拡充」（42.4%）がそれぞれ約4割で、「金融円滑化法の継続・拡充」は約2割（20.2%）（図4-1参照）。業種別、従業員数別では特に差は見られなかった（図4-2、図4-3参照）。

同法の内容に関して、「条件変更後の新規融資（つなぎ融資）にも対応して欲しい」（製造業）、「審査のスピード化、書類の簡素化」（サービス業）、「売上や利益よりも返済実績を評価して欲しい」（製造業）等の要望があった他、「保証協会枠の拡大」（製造業）、「現在の借入金利に対する補助」（サービス業）等の要望があった。その他、「借りた金は身を削ってでも返す」（卸売業）、「そもそも仕事が回ってこない。抜本的な対策を早期に実行して欲しい」（サービス業）等の声があった。

【図4-1】



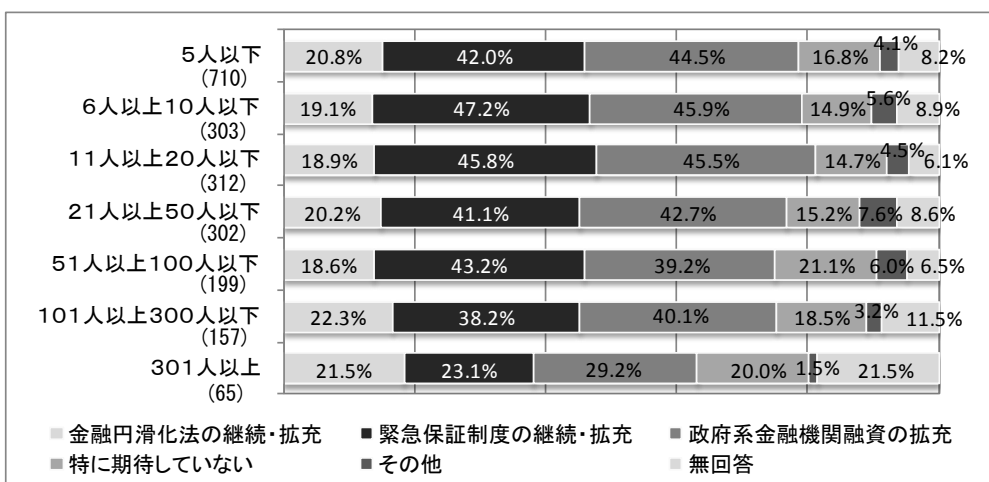
【図4-2】



(n=2055)

※業種の「その他」、無回答 (53) を除く

【図4-3】



(n=2055)

※従業員数の「その他」、無回答 (7) を除く

以上